

放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針 (ガイドライン)

(目的)

第1条 このガイドラインは、浄化槽の放流水を地下浸透するために必要な事項（徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領第6条（1）のただし書きに規定する方法）を定めることにより、地域の生活排水対策の一層の推進と浄化槽及び地下浸透に係る装置等による生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に定める浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽の放流水
前号に掲げる浄化槽で処理された水をいう。
- (3) 指定性能評価機関
建築物に係る性能評価義務を行う者として、建築基準法第77条の56の規定に基づき国土交通大臣が指定した者をいう。
- (4) 土壌浸透装置
導水管、配水槽、トレンチ、散水管及び土壌層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等に混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。
- (5) 導水管
浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。
- (6) 配水槽
浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。
- (7) 散水管
浄化槽の放流水を均等に土壌中に分散、浸透させるための管をいう。
- (8) トレンチ
散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。
- (9) 水位点検口
トレンチ内の放流水の浸透状況を点検するために、散水管の末端部に設けられた管等をいう。
- (10) 土壌浸透水
土壌浸透装置によって処理させた水をいう。
- (11) 飲用井戸等
飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源で、食料品及び食器類の洗浄に使用されるものを含む。

(対象地域)

第3条 浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる地域は、浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、地下浸透方式による処理方法が生活環境保全及び公衆衛生上支障がない地域であること。

(地下浸透方式による処理が可能な浄化槽の条件)

第4条 浄化槽の放流水を地下浸透することができる浄化槽は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 処理対象人員が10人以下であること。
 - (2) 住宅用途の建築物に設置されるものに限ること。
 - (3) 処理水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）10mg/L以下かつ全窒素10mg/L以下の処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。
 - (4) 浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置を付加するものであること。
- 2 現に使用している浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）であって、放流水の水質がBOD10mg/L以下かつ全窒素10mg/L以下である場合は、前項第3号によらず、これを使用することができる。ただし、使用開始後、全窒素を1年に1回以上測定して徳島県環境保全室長又は保健所長（以下「環境保全室長等」という。）に報告するとともに、放流水の水質がBOD10mg/Lを超える場合又は全窒素10mg/Lを超える場合は、原則として前項第3号の浄化槽に変更することとする。

(地下浸透方式による処理が可能な土地)

第5条 土壤浸透装置を設置することにより、浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土地の傾斜は16度以下で、かつ地すべりの恐れがないこと。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域でないこと。
- (3) 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- (4) 地下水位は、地表面下約1.5mより低いこと。
- (5) 土壤は、適度な透水性を持ち、放流水の滞留及び地下の水脈への短絡のおそれのない土質であること。
 - ア 土壤の透水性は、浸透速度毎分0.042cm以上2.4cm未満とする。
 - イ 土壤の浸透速度の測定方法は、別記によるものとする。
 - ウ 現に使用している土壤浸透装置（以下「既存土壤浸透装置」という。）であって、これまで使用する上で排水の滲出ほか生活環境保全上の問題が発生していないことが確認できる場合は、本号イに代えて、当該既存土壤浸透装置において測定することができる。この場合、本号アにおいて浸透速度毎分0.042cm以上2.4cm未満とあるのは、処理対象人員1人当たり毎分12.6L以上とする。
- (6) 土壤浸透装置の端から水平距離30m以内に飲用井戸等その他水源がないこと。
- (7) 隣地境界及び建築物までの距離は、土壤浸透装置の両端から各1.5m以上とすること。
- (8) 日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれのない場合であること。
- (9) 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること。

(土壤浸透装置)

第6条 第4条第4号の十分な能力を有する土壤浸透装置において、トレンチを用いる場合の構造は次の各号のとおりとする。

- (1) 土壤浸透装置に必要な面積

土壤浸透装置に必要な面積は、次により算定する。

- ア 処理対象人員1人当たりの必要面積は、別記に定める方法により、当該土壤の浸透速度を測定し、次の表で求められる面積の値以上とする。総必要面積は、設置する浄化槽の処理対象人員（人槽）に処理対象人員1人当たりの必要面積を乗じた値以上とする。

浸透速度 (cm/分)	0.042 以上 0.048 未満	0.048 以上 0.054 未満	0.054 以上 0.06 未満	0.06 以上 0.12 未満	0.12 以上 0.18 未満	0.18 以上 0.24 未満
必要面積 (㎡)	30	28	27	26	20	13

浸透速度 (cm/分)	0.24 以上 0.30 未満	0.30 以上 0.36 未満	0.36 以上 0.42 未満	0.42 以上 0.54 未満	0.54 以上 0.60 未満	0.60 以上 2.4 未満
必要面積 (㎡)	10	8	7	6	5	4

- イ 総必要面積は、散水管及び散水管の両端からそれぞれ1m隔てた線で囲まれた区域とする。

- (2) 土壤浸透装置の構造

土壤浸透装置の構造は、次に掲げる構造のものとする（別図1参照）。

ア 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じてポンプを設置すること。

イ 配水槽

配水槽は、それぞれの散水管に均等に配水できる構造を持ち、かつ必要に応じて配水量を容易に調整できる構造であること。

ウ 散水管

散水管は放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上とすること。また、各散水管の長さは20m以下とし、その総延長は次式から求めた長さ以上のものとする。

$$L = A / 2 - 2N$$

L：散水管の総延長

A：必要な面積

N：散水管の本数（ $N \geq 2$ ）

エ トレンチ

トレンチは、幅 50 cm から 70 cm、深さ 75 cm 程度に掘削した溝を作り、溝の底部は砂を 15 cm 程度埋め戻し、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫又は碎石で埋め戻し、その上部は砂で覆い、さらにその上部は通気性の良い土壌で被覆すること。

オ 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる点検口を、散水管の末端に設けること。

カ 検水井

土壌浸透装置の水質浄化効果を見るために、装置の中央部に設置する。検水井はトレンチの底面から約 1 m の深さの土壌浸透水を採水できる構造とすること。

第 6 条の 2 第 4 条第 4 号の十分な能力を有する土壌浸透装置において、トレンチを用いない場合の構造は、次のとおりとする。

- (1) 放流水の量、設置場所の土壌の浸透能力、浸透柵の吸込能力等を勘案した上で、放流水が適切に浸透されるよう設計した地下浸透柵を設置すること。なお、浸透柵の吸込能力は処理対象人員 1 人当たり毎分 12.6L 以上とする。
- (2) 地下浸透柵の点検や清掃ができる構造とすること。
- (3) 地下浸透柵の浸透能力等に支障が生じた場合は、充填材を交換する等、支障の除去に必要な措置を講じることのできる構造とすること。

(事前協議)

第 7 条 土壌浸透装置を設置しようとする者又は既存土壌浸透装置を利用しようとする者は、あらかじめ環境保全室長等に浄化槽放流水地下浸透事前協議書（別記第 1 号様式）を提出し、地下浸透に係る安全性について事前に協議しなければならない。また、浄化槽放流水地下浸透事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
3,000 分の 1 から 25,000 分の 1 の地形図に土壌浸透装置の設置場所を示したもの
 - (2) 設置場所付近の平面図
約 500 分の 1 の地形図に建物、浄化槽、土壌浸透装置の設置場所の位置を示したもの
 - (3) 設置予定地等調査報告書（別記第 2 号様式）
土壌浸透装置の設置予定地の調査及び同予定地点から半径 30m 地域内の民家等に、飲用井戸等その他の水源がないことを調査した書面
 - (4) 設置場所付近の状況がわかるカラー写真
土壌浸透装置の設置予定箇所付近の状況が分かるカラー写真（撮影年月日を記入したもの）
 - (5) 浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面
指定性能評価機関の評定書、国土交通大臣認定書
 - (6) 浄化槽、土壌浸透装置の設置場所を示す平面図
 - (7) 土壌浸透装置の設置箇所周辺の土質が確認できる資料（ボーリング調査等の結果が分かるもの）
 - (8) 浸透土壌の透水試験の結果が分かる書類
既存土壌浸透装置については、徳島県環境保全室又は保健所の担当者立会のもと、浸透能力の現地確認を行い、その状況写真等結果が分かる書類を添付すること。
 - (9) 土壌浸透装置の全体平面図（100 分の 1 程度の縮尺のもの）
 - (10) 土壌浸透装置の構造図
 - (11) 土壌浸透装置の維持管理に関する誓約書（別記第 3 号様式）
- 2 環境保全室長等は、次条第 2 項の市町村の意見及び本ガイドラインの第 3 条から第 6 条に規定する条件等への適合状況を総合的に勘案し、浄化槽の放流水の地下浸透方式による処理が生活環境保全及び公衆衛生上支障がないと認める場合は、事前協議確認書（別記第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。

(市町村長との協議)

第 8 条 地下浸透方式で処理を行う浄化槽を設置しようとする者又は地下浸透方式で処理を行う既存浄化槽を利用しようとする者は、第 3 条で定める対象地域の可否について、あらかじめ市町村長と協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、浄化槽放流水地下浸透協議書（市町村長あて）（別記第 6 号様式）及び前条の浄化槽放流水地下浸透事前協議書の写しを添付するものとする。

- 2 市町村長は、前項の協議の結果について、地下浸透方式による浄化槽を設置しようとする区域の市町村の意見書（別記第 7 号様式）により、申請者に交付するとともに写しを環境保全室長等に送付するものとする。

のとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年12月22日から施行する。

附 則

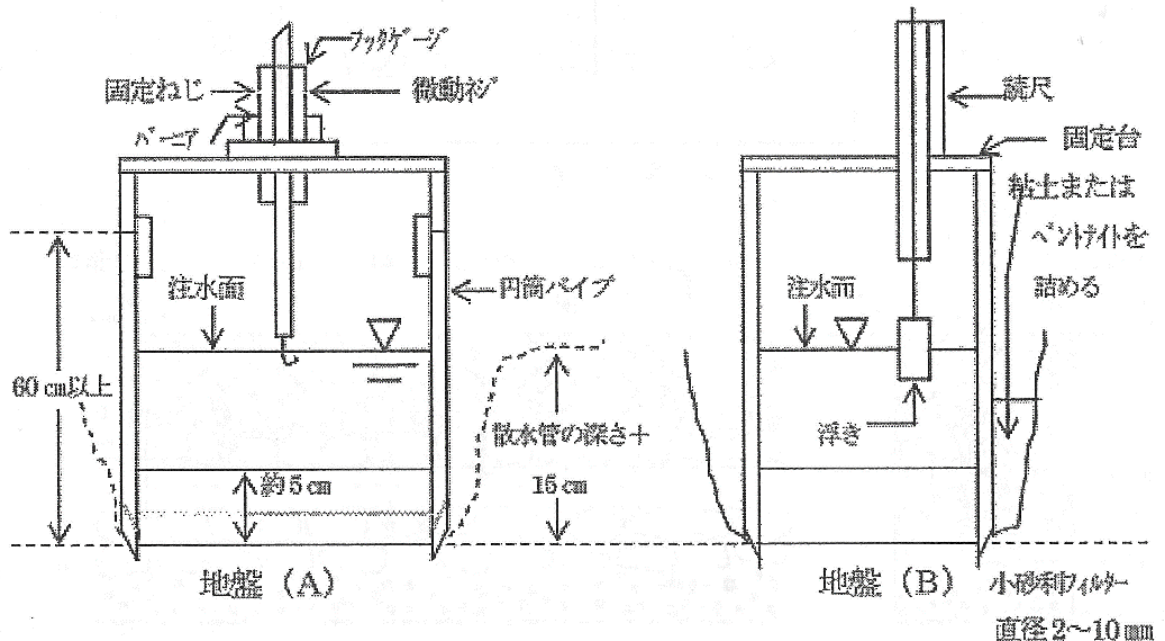
(施行期日)

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

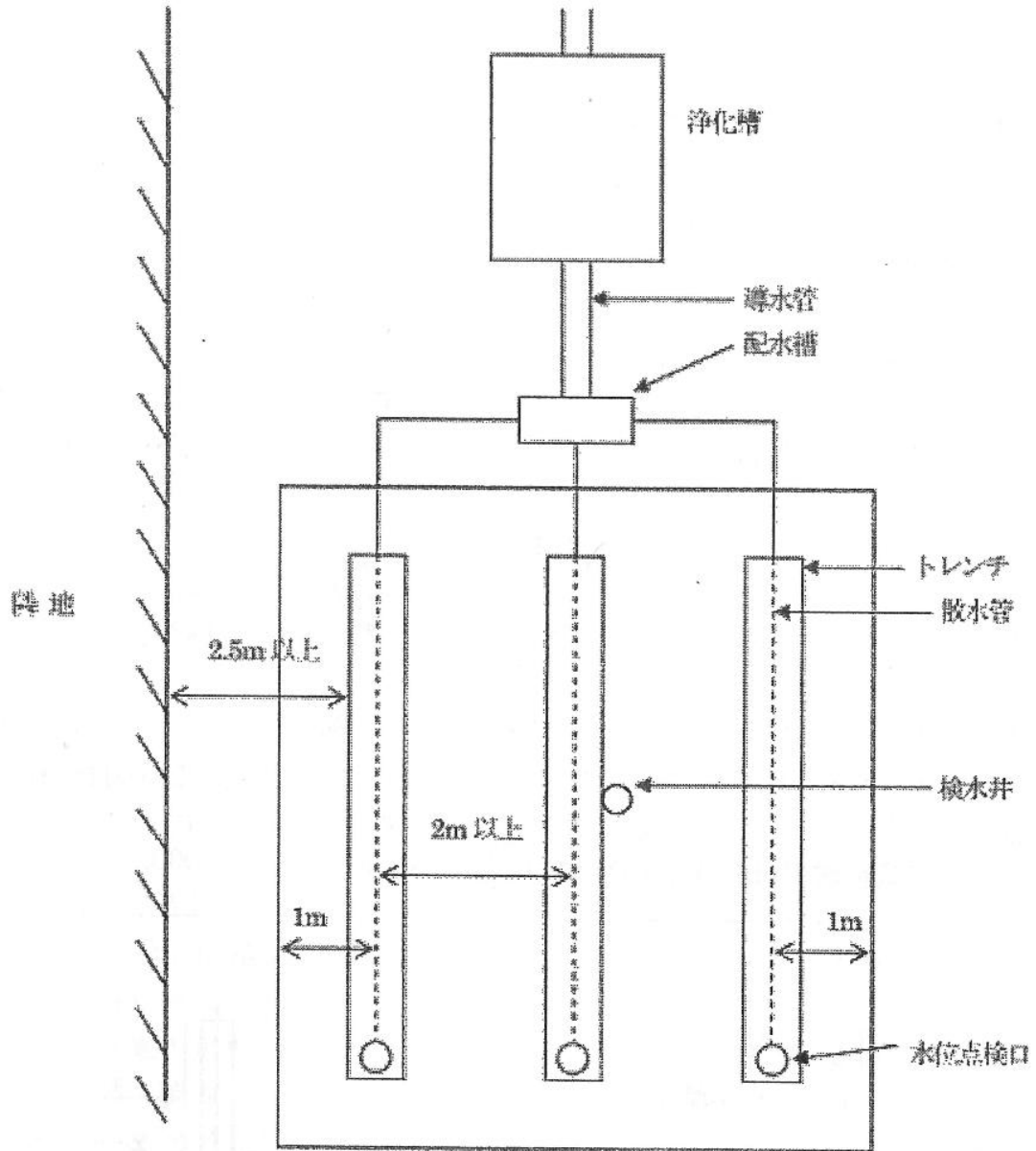
(土壌の浸透速度の試験方法)

- 試験孔は、土壌浸透装置の設置予定場所の中心に1箇所以上設置すること。
- 試験孔は、その径を30cm、地盤面からの深さを散水管底部の予定深さに概ね15cmを加算したもの(40cm未満となる場合においては、40cm)とした円筒形の下底に、厚さが概ね5cmの砂利を敷いたものとする。
- 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行う。
 - (1) 砂利上25cmの深さになるように清水を注水し、水深が10cm下った時は砂利上概ね25cmの深さに戻るまで注水する。水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで、これを繰り返すこと。
 - (2) 浸透水量が一定化してから20分経過後、水位を砂利上25cmに戻し、土質が粘土質の場合にあっては10mm、その他の場合にあっては30mm水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透速度を求める。1つの試験孔についてこれを3回繰り返す。
- 浸透試験用の浸透速度試験装置は、次図の構造のものを用いる。

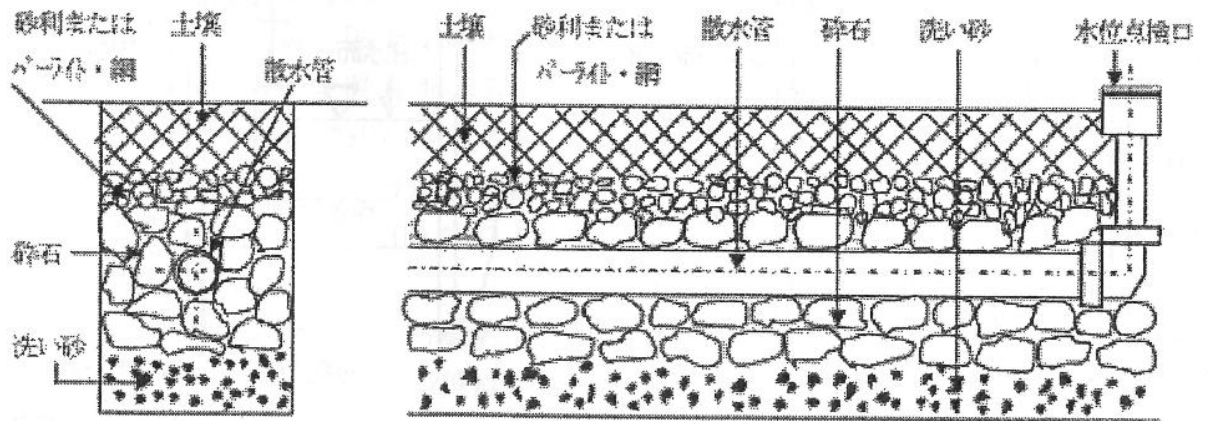


(備考) ローム層や締まった粘土層の場合には (A) 図の装置を使用する。
砂層など透水性のよい地盤では、(B) 図の装置も使用できる。

別 図 1



土壤浸透装置の配置の例



トレンチ標準断面図の例